

環境負荷の自己チェック表 及び & の記入について

表 は「受託した産業廃棄物の処理量」を取りまとめるものです。受託した産業廃棄物については原則として全てマニフェスト伝票で管理されているとともに、産廃処理業者は廃棄物処理法により「受託した産業廃棄物に関する帳簿を作成・保存する義務」があります。表の記載状況を審査するに当たって、審査人はマニフェストシステム(産業廃棄物管理票制度)について正確な知識を有していなければなりません(マニフェストシステムについては<http://www.zensanpairen.or.jp/>を参照)。

また、マニフェスト伝票には、「産業廃棄物が収集運搬業者により直接処分業者に運搬される場合」に用いられる『直行用マニフェスト』と、「産業廃棄物が処分業者に引き渡されるまでに積替(区間委託)が行われる場合に用いられる『積替マニフェスト』の二種類がありますが、それぞれ、排出事業者が書き起こす「一次マニフェスト」と、中間処理業者が書き起こす「二次マニフェスト」とで、その書き方が異なります。表 の記載に当たっては、この点が重要となります。

表 の記入上の注意事項にも記載してありますが、表 の【収集運搬】の欄は、「収集運搬を行っている産廃業者」が必要事項を記載します。

次に【中間処理】の欄ですが、上段部分(「うち再資源化等」ではない部分)は、

- ・中間処理業として受託した(受け入れた)産業廃棄物の全量を、その種類毎に記載します。
- ・この受託した産廃について、『再資源化を目的』として焼却(熱回収をしている場合)、破碎等を行った場合は、その焼却又は破碎等を行った全量を「うち再資源化」の欄に記載してください。
- ・そして、再資源化目的の中間処理後の残渣は【中間処理後の産業廃棄物】の【最終処分】欄に、再生資源として売却等した量を【再資源化等】の欄にそれぞれ記載してください。

・この場合、熱回収有りの焼却の場合は、【最終処分】の欄に焼却灰量のみが記載され、破碎選別等の場合は【最終処分】の欄に破碎後の残渣量を、【再資源化等】の欄に有価物等として売却した量が記載される。従って、【最終処分】の産廃量と【再資源化等】の産廃量の合計と、【うち再資源化】の産廃量が等しくなります。

また、【中間処理後の産業廃棄物】の【再資源化等】の欄に記載した産廃量は、表 & の【循環資源量】の【再生利用】の欄にも記載します。この場合、可能であれば、「受託した産業廃棄物」のうちで再生利用したものと、自社から排出した産廃のうち再生利用したものを区別して記載することが望ましい。

さらに、表 の注の「カ」及び「キ」の業者は、「最終処分」を事業として行っており、この産廃業者から排出される産廃は、『自らが排出する産業廃棄物』ではないため、別表 & の産業廃棄物の覧にはこの「再資源化等」の数値は記載しない。自らが産業廃棄物を排出する場合は、マニフェスト伝票(中間処理業者は2次マニフェスト伝票)を書き起こさなければなりません。最終処分業者は自らマニフェスト伝票を書き起こしません。

なお、エコアクション21では、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量を必ず把握することを必須の要件としていますが、産業廃棄物処理業にあっては、廃棄物排出量は、表 及び表 & の二つともが該当し、それぞれのデータが把握されていなければなりません。

なお、収集運搬業の場合、エネルギー及び水以外の表 の物質投入量としては、事務所で使用するコピー用紙等が想定されるのみと考えられます。

また、表 の温室効果ガス排出量の【廃棄物処理】の【一般廃棄物(廃プラのみ)】は、可燃ごみとして排出した場合に記載します。

受託した産業廃棄物の処理量

年(年 月 ~ 年 月)

処理方法等	廃棄物等種類	処分方法等	処理量t	
収集運搬	(木くず)			
	(がれき類)			
収集運搬量合計				
中間処理	(木くず)	(破碎・焼却)	a	
	(がれき類)	(破碎)	b	
うち再資源化等	(木くず)	(焼却(熱回収有り))	c	
	(木くず)	(破碎・選別後ボード原料化)	d	
	(がれき類)	(破碎・選別後路盤材化)	e	
	再資源化等量小計			
中間処理合計				
最終処分	(がれき類)	(安定型最終処分場)		
最終処分量合計			0	
中間処理後の産業廃棄物	最終処分	(燃え殻)	(管理型最終処分場(委託))	f
				g
	再資源化等	(木くず)	(ボード原料として再生利用(売却))	h
		(がれき類)	(路盤材として再生利用(売却))	i
	再資源化等量小計			0
中間処理後処分量合計			0	

受け入れた木くずの全量を焼却(熱回収あり)した場合は、a = cとする。但し、その焼却灰は別途 f に記載する

受け入れた木くず等の内、再資源化目的で破碎等をした場合は、その破碎した全量を d 又は e 等に記載する。そしてその内、最終的に売却した量を h に記載し、残渣を g に記載する。従って $d = g + h$ となる。

この覧は、処理事業が、最終処分のみ、あるいは収集運搬 + 最終処分の業者のみが記載する

中間処理を事業としている事業者、及び中間処理 + 最終処分事業を行っている事業者は、中間処理及びこの覧に記載する。

この覧には、有価物として売却した、あるいは原材料として出荷した量等を記載し、表 & の産業廃棄物の、循環資源量(再生利用)覧の数値に合算する。

なお、注の「カ」及び「キ」の業者は、「最終処分」事業を行っており、『自らが排出する産業廃棄物』ではないため、別表 & の産業廃棄物の覧にはこの「再資源化等」の数値は記載しない。自らが産業廃棄物を排出する場合は、マニフェスト伝票(中間処理業者は2次マニフェスト伝票)を書き起こさなければならない。最終処分業者は自らマニフェスト伝票を書き起こさない。